

「学校いじめ防止基本方針」

(横浜市立二つ橋高等特別支援学校)

【I いじめ防止に向けた学校の考え方】

1 いじめの定義

(いじめ防止対策推進法－以下「法」 平成25年法律第71号)

第2条 第1項

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめ防止等にむけての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

いじめはどの生徒にも起こりうる最も身近で深刻な人権侵害であるので、特定の生徒だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組むべきである。いじめのない社会の実現に向け、学校、保護者、地域社会はそれぞれの役割を自覚し活動するとともに、生徒自身も「いじめを許さない社会」の実現に努めることとする。

【Ⅱ 「学校いじめ防止対策委員会」の設置】

1 委員会の構成員

校長、副校長、総務部長、学年主任、主幹教諭、人権教育担当・特別支援教育コーディネーター（生徒指導担当含む）、養護教諭とする。必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。

2 委員会の運営

- (1) 校長等の責任者は、学校いじめ防止対策委員会を常設し、月1回程度、定期的に開催する。また、いじめの疑いがある段階で、直ちに開催する。
- (2) 校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

3 委員会の活動内容

未然防止	<ul style="list-style-type: none">・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない学校風土づくりにつとめる。・学校いじめ防止対策委員会の設置目的及び活動内容を生徒及び保護者へ周知する
早期発見・事案対処	<ul style="list-style-type: none">・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う・いじめを受けた生徒（当該生徒）に対する聞き取りと支援、いじめを行った生徒（関係生徒）に対する聞き取りと指導、双方の保護者への報告と連携の「基本対応」を実施する。・いじめ事案を認知し、今後の対応の方向性を決定する。・対処について、必要に応じて特別支援教育委員会（校内委員会）へ検討を依頼する。
取組の検証	<ul style="list-style-type: none">・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。・いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施・学校いじめ防止基本方針の点検と見直し

【Ⅲ いじめの未然防止、早期発見・事案対処】

1 いじめの未然防止

- (1) 全ての授業における「一人一人を大切にする」「分かる」授業の展開、授業の見直しと改善
- (2) 道徳教育及び人権教育の充実
- (3) スマートフォンやSNSを媒介としたいじめや対人トラブルの適切な対処に繋がる情報モラル教育の充実
- (4) 適切な人間関係の確立を目指した集団づくりへの具体的な取組
- (5) 自己有用感の醸成を目指した教育の推進
- (6) 「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の活用
- (7) 日々の生徒指導における生徒の実態把握と信頼関係の構築

2 いじめの早期発見

- (1) 「いじめを見逃さない」教職員の組織的な指導体制づくり
- (2) 生徒が信頼し、相談しやすい人間関係づくり
- (3) プライバシーが守られ、安心して相談できる支援と環境づくり
- (4) 各学年で随時相談日を設定、活用
- (5) 全校生徒対象の「学校生活振り返りアンケート」及び「いじめアンケート」の活用と充実
- (6) こころの健康相談（スクールカウンセラー）の効果的な活用
- (7) スクールソーシャルワーカー・スクールサポーターとの連携

3 いじめに対する措置

- (1) いじめ防止対策委員会での情報共有、対応方針決定、記録
- (2) 当該生徒及び保護者への支援、関係生徒及び保護者への指導・支援
- (3) 保護者との協力、警察等関係機関との連携

4 いじめの解消

いじめの解消の要件として少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- (1) いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
- (2) いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに関わった生徒及び保護者の気持ちに寄り添うとともに継続して支援、指導を行う。

5 教職員等への研修

障害のある生徒、不登校生徒・自傷行為や希死念慮を持つ生徒等の実態や心理を理解する研修、性的少数者に関する研修など、いじめ防止や対策等に関する職員研修を適時実施し、いじめ防止や早期発見に対する教職員の意識と資質の向上を図る。

6 学校運営協議会等の活用

全生徒対象に行う「いじめ解決のための生活アンケート」や「学校生活についてのアンケート」を元に学校運営協議会で状況を報告し、それぞれの立場からのご意見を幅広くいただき、校内の取組に反映させていく。

7 取組の年間計画

通年	<ul style="list-style-type: none">・いじめ防止基本方針の推進と改善・日常生活や行事等における適応状況を把握した上での指導と支援・いじめ防止対策委員会（月1回・随時）・カウンセラーによる相談
前期	<ul style="list-style-type: none">・HR、学年、校外学習、部活動、教育相談等を通して、集団と個人の特性把握・保護者へのいじめ防止基本方針の提示・いじめ解決のための生活アンケートの実施、活用
長期 休業明け	<ul style="list-style-type: none">・適応指導・教育相談
後期	<ul style="list-style-type: none">・教育相談・いじめ解決のための生活アンケートの実施、活用・学校評価の検証・卒業、進級に向けた適応指導・いじめ防止対策委員会報告・指導情報の次年度への引き継ぎ・「学校いじめ防止基本方針」の検証

【IV 重大事態への対処】

1 重大事態の定義

「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（法第28条第1項第1号）

「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（法第28条第1項第2号）

「児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき」（法第28条第1項附帯決議）

※「生命、心身又は財産に重大な被害」に想定されるケース

- ①生徒が自殺を企図した場合
- ②身体に重大な傷害を負った場合
- ③金品等に重大な被害を被った場合
- ④精神性の疾患を発症した場合

※「相当の期間」の捉え方

国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としている。ただし、日数だけでなく、状況や状態等個々のケースを十分把握する必要がある。

2 発生の報告

重大事態であると思われる案件が発生した場合には、直ちに横浜市教育委員会に報告、報告を受けた教育委員会が市長に報告する。

【V いじめ防止対策の点検・見直し】

- (1) 学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（P D C Aサイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。
- (2) 本校基本方針の策定日は、平成26年4月1日とする。
- (3) 本校基本方針の改定日は、令和2年4月8日とする。
令和3年4月28日とする。
令和5年6月29日とする。